

GOVERNANCE

コーポレート・ガバナンス

企業統治体制の整備を進め、
透明性の高い企業経営に努めていきます。



コーポレート・ガバナンス

❖ 基本的な考え方

お客様をはじめとしたさまざまなステークホルダーのみなさまから信頼される企業であり続けるためには、健全で誠実な企業経営の継続が不可欠です。私たちはこれからも企業統治体制の整備を進め、透明性の高い企業経営に努めていきます。

以下、本ページでは、コーポレート・ガバナンスに関し、2018年7月21日現在の株式会社ロッテの最新の体制を記載しています。



❖ コーポレート・ガバナンス体制

経営の意思決定機関は取締役会で、業務執行を監督する役割も担っています。

また、2004年度には執行役員制度を導入し、経営と業務執行の分離を進めるとともに、意思決定の迅速化を図っています。

2018年7月21日現在、株式会社ロッテでは、取締役12名（うち社外取締役3名）執行役員24名の体制で経営を担っています。

❖ 経営を監視する体制

監査役が経営を監視する役割を担っています。監査役は、取締役の職務執行を監督・監視し、法令違反や他の不正行為の防止に努めています。2018年6月には、さらなる監査機能の強化のために監査役会を設置しました。

また、内部監査では、監査部が各部門に対して定期的な監査のほか、必要に応じて個別の監査を行い、さらなる経営の健全性向上に取り組んでいます。

これらに加えて、外部監査機関による会計監査を実施し、第三者の視点からグループ経営の適法性を検証するとともに、財務情報の信頼性と透明性の向上を図っています。

また、客観的、中立的な立場から取締役会への助言をいただくことを目的に、社外取締役を選任しました。これにより、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底を図り、経営基盤を磐石なものとしています。

リスクマネジメント

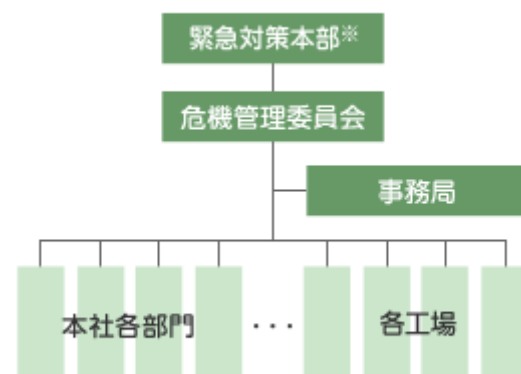
❖ 基本的な考え方

各関連部門からの代表者で構成される「危機管理委員会」が、全社のリスクマネジメントを統括する役割を担っており、グループ横断的なリスク管理体制を構築しています。

危機管理委員会では、変化し続けるリスク要因を見直し、事業活動を行う上で顕在化し得るリスクの防止に努めるとともに、顕在化した際の被害を最小限に抑えるための対策などに取り組んでいます。

また、お客様の安全・安心をおびやかす品質問題などが発生した場合に備え、「緊急事態対応マニュアル」を作成しています。緊急事態対応マニュアルは、定期的に内容の見直し、改訂を行い、全従業員が迅速かつ適切に行動できるよう示しています。

危機管理体制図



※ 重大リスク発生時のみ設置

❖ 従業員への教育・研修

事故、災害をはじめとする緊急事態が起きたときに備え、全従業員に「危機管理ガイドブック」を配布し、通読を促しています。

また、新入社員や中途採用者など、新たに入社する従業員に対しては、「緊急事態対応マニュアル」に基づく研修を実施し、不測の事態にも落ち着いて、適切な行動が行えるよう指導・教育を行っています。



研修風景

❖ 大規模災害への対応

東日本大震災を踏まえて、2012年に「大規模災害対応マニュアル」を策定しました。本マニュアルでは、地震などの大規模災害発生時に従業員が安全を確保し、二次災害を防止するなど冷静に行動するためのガイダンスを示しているほか、普段の備えについても説明しています。これを危機管理委員会委員と部門長、部署長に配布し、内容を共有しています。また、災害発生後、事業を速やかに復旧・継続するための「事業継続計画（BCP）」も併せて策定しました。

「大規模災害対応マニュアル」に沿って非常食や各種備品の確保などを進めるほか、避難訓練を実施するなどして有事に備えています。避難訓練については、東日本大震災で得た教訓などを踏まえて、さまざまな想定のもと、毎回工夫しながら実施しています。また、全従業員に「防災カード」を配布し、日頃から災害時の対応についての意識づけを図っています。また、災害時に菓子類を提供する内容の協定（防災協定）を、各工場の地元自治体（埼玉県狭山市、滋賀県近江八幡市、福岡県筑後市）と締結しています。

防災協定とは、自治体と民間企業が災害発生時における人的・物的支援について定めた協定です。狭山市、筑後市とは菓子類の供給協力を、近江八幡市とは菓子類及び生活用水の供給協力をお約束しています。

このほか、埼玉県さいたま市とロッテ及び千葉ロッテマリーンズは、災害時にロッテ浦和球場を避難場所として使用することで合意しています。



訓練の様子

❖ AED（自動体外式除細動器）の設置

当社を訪問されたお客様、地域住民の皆様、従業員に万一のことが起きた場合に備えて、本社と各工場にAED（※）を設置しています。

いざというときにAEDを正しく操作できるよう、本社、各工場の従業員は、AEDの操作方法や人工呼吸などの救命措置について消防署の指導を受けています。

※AED：自動体外式除細動器。心停止の際に、必要に応じて電気的なショック（除細動）を与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。



AED設置の様子



AED講習